

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	1 保健衛生総務費
事務事業名	母子保健事業				
決算額(円)	財源内訳(円)				
5,355,409	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
		203,160			5,152,249
事業目的	妊婦から乳幼児までの一貫した母子保健サービスを実施することで、妊婦、乳幼児の健康の保持増進を図ることや母性・父性が生まれ、乳幼児が心身ともに健やかに育つよう支援する。				
事業内容及び成果	各種事業を実施し、個々に合った育児指導や適切な情報を提供することにより、妊婦、乳幼児の健康の保持増進が図られた。				
	(1) 妊婦一般健康診査実施状況・母子健康手帳交付状況				
	区 分		受診者数・ 交付者数		
	妊婦一般健康診査(委託料2,744,770円)		延429人		
	母子健康手帳		35人		
	(2) 乳児健康診査実施状況 264,000円				
	区 分		受診者数		
	3・4か月児健康診査(年6回)		41人		
	1歳6か月児健康診査(年6回)		40人		
	3歳児健康診査(年6回)		50人		
	(3) スポットビジョンスクリーナーによる屈折検査実施状況(9月以降) 備品購入費1,103,080円				
	区 分		参加者数		
	3歳児健康診査		36人		
	5歳児健康相談		56人		
	(4) 健康相談実施状況				
	区 分		人 員		
	乳幼児個別健康相談		延336人		
	7・8か月児健康相談(年6回)		41人		
	5歳児健康相談(年6回)		56人		
	(5) 家庭訪問実施状況				
	区 分		人 員		
	妊婦の保健指導		0人		
	産婦の保健指導		延37人		
	新生児・未熟児の保健指導		延17人		
	乳幼児の保健指導		延43人		
	(6) 栄養指導実施状況				
	区 分		人 員		
	乳幼児		161人		
	妊産婦		17人		

(7) 妊産婦安心出産支援事業 416,669円  
市外の産科医療機関へ妊婦一般健康診査の受診及び出産時の通院に係る交通費を助成。

・交通費助成人数 41人

(8) 特定不妊治療費助成事業  
道の特定不妊治療費助成事業の交付を受けている者に助成。

・特定不妊治療人数 0人、男性不妊治療人数 0人

(9) 陣痛タクシー事業

陣痛が始まった妊婦を安全に医療機関まで移送することにより、出産に関する不安を解消し、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進するため、市内タクシー運営会社と陣痛タクシー事業の協定を締結して実施。

・登録者 5人、利用者 0人

(10) 4・5歳児歯科健診受診者数 27人 22,000円

(11) フッ素塗布実施状況 9,900円

種 別	人 員
フッ素塗布（年15回）	延189人

(12) 歯科衛生教育実施状況

種 別	人 員
健康教育（年2回）	延155人

(13) 歯科健診指導実施状況 132,000円

区 分	
1歳6ヶ月児	3歳児
40人	50人

(14) フッ化物洗口実施状況（集団）

実施施設数	実施人数
2か所	93人

(15) 新生児聴覚検査事業（令和2年10月から実施） 245,394円

受診票交付数	受診者数
43人	36人

(16) 電子母子手帳サービス事業（芦別市母子手帳アプリほしぞら） 264,000円  
子育てに関する情報を提供し、子育て支援の充実を図るため令和3年度から導入した。  
令和4年3月末現在 登録者数 103名

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	母子保健法、妊婦一般健康診査実施規則	自治事務	
1. 必要性 (市が実施しなければならぬ理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い	母子保健事業は、母子保健法により市町村が実施するよう義務付けられている。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した	新たに新生児聴覚検査事業やスポットビジョンスクリーナーによる屈折検査を実施するなど、事業の充実が図られた。	
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>		総合判定	
健診や健康相談を通じて、個々のケースに合わせた家族への支援を実施する。また子育て世代包括支援センター事業について、児童課とのより綿密な情報共有・連携を継続し、妊娠期から子育て期までの包括的な支援の充実を図る。		<b>継 続</b>	

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	1 保健衛生総務費
事務事業名	救急医療業務				
決算額(円)	財源内訳(円)				
8,363,341	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
			2,200,000		6,163,341
事業目的	救急医療に関する普及啓発及び日常の救急医療体制等の確保を目的とする。				
事業内容及び成果	<p>一次救急医療体制（在宅当番医制）の確保等の必要な事務・事業を芦別市医師会に委託するとともに、二次救急医療体制確保のため、中空知5市5町による広域救急医療病院群輪番病院運営事業負担金を負担し、市民の日常の医療体制が確保された。</p> <p>(1) 地域医療確保対策事業等業務委託料 5,151,860円</p> <p>(2) 病院群輪番制運営事業費負担金 3,025,800円</p> <p>(3) 小児救急医療支援事業費負担金 65,681円</p> <p>(4) 旭川赤十字病院救命救急センター運営費負担金 120,000円</p>				

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	救急病院等を定める厚生省令		自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い		救急医療に関する普及啓発及び日常の救急医療体制等の確保は、将来にわたり安定的に維持していく必要がある。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した		コロナ禍ではあったが、救急医療に関する普及啓発活動を行い、救急医療体制等の確保に寄与することができた。
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		—
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
救急医療に関する普及啓発を図るとともに、地域医療体制の確保と安定に努めていく。			<b>継 続</b>

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	1 保健衛生総務費
事務事業名	食品衛生事務				
決算額(円)	財源内訳(円)				
0	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
事業目的	食中毒の予防や食品衛生に対する意識の高揚を図り、自主衛生管理に努める。				
事業内容及び成果	<p>市民及び関係機関に食中毒警報を伝達し、未然防止に努めた。</p> <p>食中毒警報発令状況(滝川保健所管内一円) 発令回数 12回</p>				

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	食品衛生法	自治事務	
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い	食中毒警報が発令された際は、食中毒の発生を防ぐため、市民、施設等への注意喚起が必要である。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した	食中毒警報が発令された際に、各種情報媒体を活用し、市民、施設等への注意喚起を図り、未然防止に努めることができた。	
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト縮減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>		総合判定	
食中毒警報が発令された際は、市民・施設等への注意喚起を行っていく。		<b>継続</b>	

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	2 予防費																																																																			
事務事業名	生活習慣病予防対策事業																																																																							
決算額(円)	財源内訳(円)																																																																							
12,593,405	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源																																																																			
	183,000	1,263,000		710,000	10,437,405																																																																			
事業目的	生活習慣病等の疾病予防や市民一人ひとりの生涯を通じた健康増進を支援し、市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図る。																																																																							
事業内容及び成果	<p>健康相談、健康教育、各種がん（胃・肺・大腸・乳・子宮頸・前立腺）検診、各種（骨粗鬆症、肝炎ウイルス）検診、健康増進法に基づく健康診査、各種健康教室、訪問指導等を実施することにより、市民の健康維持と生活の質の向上が図られた。</p> <p>また、「健康増進に関する包括連携協定」を締結している、明治安田生命保険相互会社からの寄附を財源に健康推進係所管の車両（エブリィ：購入費1,441,000円）を購入し、各種事業に活用した。</p> <p>(1) 保健事業健康診査骨粗鬆症検診実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>健診機関</th> <th>受診者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道対がん協会</td> <td>202人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保健事業健康診査B型肝炎ウイルス検診実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者区分</th> <th rowspan="2">受診者数</th> <th colspan="2">判定結果</th> </tr> <tr> <th>陽性</th> <th>陰性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>節目者(40歳)</td> <td>5人</td> <td>0人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>節目外者(41歳以上)</td> <td>77人</td> <td>0人</td> <td>77人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 保健事業健康診査C型肝炎ウイルス検診実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者区分</th> <th rowspan="2">受診者数</th> <th colspan="2">判定結果</th> </tr> <tr> <th>感染している可能性が高い</th> <th>感染している可能性が低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>節目者(40歳)</td> <td>5人</td> <td>0人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>節目外者(41歳以上)</td> <td>77人</td> <td>0人</td> <td>77人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 保健事業がん検診実施状況（委託料 8,614,133円）</p> <p>① 集団</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>健診機関</th> <th>受診者数</th> <th>要精検者数</th> <th>要精検率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>北海道対がん協会</td> <td>549人</td> <td>25人</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん検診</td> <td>北海道対がん協会</td> <td>148人</td> <td>0人</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>北海道対がん協会</td> <td>222人</td> <td>2人</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>北海道対がん協会</td> <td>762人</td> <td>7人</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>北海道対がん協会</td> <td>795人</td> <td>75人</td> <td>9.4%</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>北海道対がん協会</td> <td>261人</td> <td>16人</td> <td>6.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ア 肺がん検診受診者中65歳以上の者については、結核検診を併せて実施している。 イ 肺がん検診受診者中65歳以上の者 543人（結核検診要精検者 0人）</p>					健診機関	受診者数	北海道対がん協会	202人	対象者区分	受診者数	判定結果		陽性	陰性	節目者(40歳)	5人	0人	5人	節目外者(41歳以上)	77人	0人	77人	対象者区分	受診者数	判定結果		感染している可能性が高い	感染している可能性が低い	節目者(40歳)	5人	0人	5人	節目外者(41歳以上)	77人	0人	77人	区分	健診機関	受診者数	要精検者数	要精検率	胃がん検診	北海道対がん協会	549人	25人	4.9%	子宮頸がん検診	北海道対がん協会	148人	0人	0.0%	乳がん検診	北海道対がん協会	222人	2人	0.9%	肺がん検診	北海道対がん協会	762人	7人	0.9%	大腸がん検診	北海道対がん協会	795人	75人	9.4%	前立腺がん検診	北海道対がん協会	261人	16人	6.1%
健診機関	受診者数																																																																							
北海道対がん協会	202人																																																																							
対象者区分	受診者数	判定結果																																																																						
		陽性	陰性																																																																					
節目者(40歳)	5人	0人	5人																																																																					
節目外者(41歳以上)	77人	0人	77人																																																																					
対象者区分	受診者数	判定結果																																																																						
		感染している可能性が高い	感染している可能性が低い																																																																					
節目者(40歳)	5人	0人	5人																																																																					
節目外者(41歳以上)	77人	0人	77人																																																																					
区分	健診機関	受診者数	要精検者数	要精検率																																																																				
胃がん検診	北海道対がん協会	549人	25人	4.9%																																																																				
子宮頸がん検診	北海道対がん協会	148人	0人	0.0%																																																																				
乳がん検診	北海道対がん協会	222人	2人	0.9%																																																																				
肺がん検診	北海道対がん協会	762人	7人	0.9%																																																																				
大腸がん検診	北海道対がん協会	795人	75人	9.4%																																																																				
前立腺がん検診	北海道対がん協会	261人	16人	6.1%																																																																				

## ② 個別

区 分	健 診 機 関	受診者数	要精検者数	要精検率
子宮頸がん検診	市立芦別病院	23人	0人	0.0%
	神部クリニック	9人		
乳がん検診	市立芦別病院	17人	1人	3.7%
	そらちクリニック	10人		
前立腺がん検診	市内5医療機関	78人	2人	2.6%

(5) 健康教育の開催 1,356人 健康相談の実施 98人

## (6) 栄養改善事業実施状況

栄養指導	健 康 教 育	
一般成人	生活習慣病予防	その他
12人	0人	0人

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、健康教育の生活習慣病予防は中止。

## (7) 芦別市食生活改善協議会支援状況

区 分	参加者数
食生活改善推進員 研修会	延33人

(8) 自殺予防ゲートキーパー養成研修会及び自殺予防ゲートキーパーフォローアップ研修会実施状況

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、実施予定の事業所と調整がつかず参集しての研修会は中止としたが、中野記念病院紺野院長に講演していただき、市公式YouTubeで配信した。

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	健康増進法、がん検診等実施条例		自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い		生活習慣病予防のための健診や各種がん検診は、健康増進法等により市町村に義務付けられている。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した		新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、集団検診の受診者数は減少したが、市民の健康と生活の質の向上に寄与している。
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		—
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
未受診者への受診勧奨を継続方法として、ハガキでの個別勧奨、企業への訪問勧奨などを実施し、受診率の向上を図る。また、若年層が将来的な検診受診行動がとれるよう、小中学校でのがん教育を継続して実施していく。			<b>継 続</b>

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	2 予防費																																			
事務事業名	感染症予防対策事業																																							
決算額(円)	財源内訳(円)																																							
23,429,686	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源																																			
	338,000			2,315,600	20,776,086																																			
事業目的	感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、感染症の発症及びまん延を防止するために予防接種等を行うことにより、公衆衛生の向上及び健康増進を図る。																																							
事業内容及び成果	<p>予防接種法に基づく各種定期接種及びエキノコックス症検診を実施し、市民の健康保持に寄与した。</p> <p>(1) ワクチン別予防接種実施状況 (委託料 22,605,608円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>ワクチン種別</th> <th>接種人数(延)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">A類</td> <td>BCG(結核)</td> <td>37人</td> </tr> <tr> <td>ヒブ</td> <td>145人</td> </tr> <tr> <td>小児用肺炎球菌</td> <td>142人</td> </tr> <tr> <td>B型肝炎</td> <td>103人</td> </tr> <tr> <td>四種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)</td> <td>145人</td> </tr> <tr> <td>麻しん・風しん混合</td> <td>71人</td> </tr> <tr> <td>水痘</td> <td>62人</td> </tr> <tr> <td>二種混合(ジフテリア・破傷風)</td> <td>59人</td> </tr> <tr> <td>不活化ポリオ</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>217人</td> </tr> <tr> <td>ロタウイルス(1価)</td> <td>71人</td> </tr> <tr> <td>ロタウイルス(5価)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん予防</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B類</td> <td>インフルエンザ</td> <td>3,115人</td> </tr> <tr> <td>高齢者用肺炎球菌</td> <td>208人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※A類 ～ 集団予防が重点、努力義務あり、全額公費負担  ※B類 ～ 個人予防が重点、努力義務なし、一部公費負担</p> <p>(2) エキノコックス症検診実施状況 (委託料 57,147円)  受診者数 43人</p> <p>(3) 予防接種費用の償還払事業  本市が実施している定期予防接種をやむを得ない事情により、市内の医療機関で接種することができず、他の市町村や市外の医療機関で接種した場合の費用を助成する。  助成者数 0人</p> <p>(4) 風しんの追加的対策(令和元年度から令和6年度までの時限事業) (委託料 534,688円)  公的な予防接種を受ける機会がなかった世代の男性が対象。  抗体検査受診者数 90人  予防接種者数 22人</p>					分類	ワクチン種別	接種人数(延)	A類	BCG(結核)	37人	ヒブ	145人	小児用肺炎球菌	142人	B型肝炎	103人	四種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)	145人	麻しん・風しん混合	71人	水痘	62人	二種混合(ジフテリア・破傷風)	59人	不活化ポリオ	0人	日本脳炎	217人	ロタウイルス(1価)	71人	ロタウイルス(5価)	0人	子宮頸がん予防	3人	B類	インフルエンザ	3,115人	高齢者用肺炎球菌	208人
分類	ワクチン種別	接種人数(延)																																						
A類	BCG(結核)	37人																																						
	ヒブ	145人																																						
	小児用肺炎球菌	142人																																						
	B型肝炎	103人																																						
	四種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)	145人																																						
	麻しん・風しん混合	71人																																						
	水痘	62人																																						
	二種混合(ジフテリア・破傷風)	59人																																						
	不活化ポリオ	0人																																						
	日本脳炎	217人																																						
	ロタウイルス(1価)	71人																																						
	ロタウイルス(5価)	0人																																						
	子宮頸がん予防	3人																																						
B類	インフルエンザ	3,115人																																						
	高齢者用肺炎球菌	208人																																						



## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	予防接種法、北海道エキノコックス症対策実施要領	自治事務	
1. 必要性 (市が実施しなければならぬ理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い	予防接種法に基づく定期接種は、市町村が実施することが義務付けられている。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により、予防接種の実施人数は減少したが、市民の公衆衛生の向上及び健康増進に寄与している。	
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>		総合判定	
予防接種法A類疾病の未接種者に対しては、個別に接種を促していく。また、18歳以下及び妊婦が行う任意のインフルエンザ予防接種に対する費用の一部助成を実施し、健康の保持増進を図る。更に、子宮頸がんの予防を図るため、HPVワクチン定期接種の積極的勧奨及びキャッチアップ接種の勧奨も行っていく。		<b>継 続</b>	

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	2 予防費																		
事務事業名	食育推進業務																						
決算額(円)	財源内訳(円)																						
49,137 (うち人件費 32,000)	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源 49,137																		
事業目的	関係団体と連携し、食育を推進することにより、健全な食生活や食習慣を通して豊かな人間性を育む。																						
事業内容及び成果	<p>平成30年3月に策定した第3次芦別市食育推進計画に基づき、家庭を中心に保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政等がお互いに連携し、食育に関する取組を展開した。</p> <p>(1) 食育推進会議の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員定数</th> <th>開催回数</th> <th>出席延人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11人</td> <td>1回</td> <td>8人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 会議は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため書面会議</p> <p>(2) 食育体験会の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施回数</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親子おさかな料理教室</td> <td>未実施</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 料理教室は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止</p> <p>(3) 食育展示の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施回数</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食育展示</td> <td>1回</td> <td>図書館</td> </tr> </tbody> </table>					委員定数	開催回数	出席延人員	11人	1回	8人	区分	実施回数	参加者	親子おさかな料理教室	未実施	—	区分	実施回数	場所	食育展示	1回	図書館
委員定数	開催回数	出席延人員																					
11人	1回	8人																					
区分	実施回数	参加者																					
親子おさかな料理教室	未実施	—																					
区分	実施回数	場所																					
食育展示	1回	図書館																					

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	食育基本法	自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い	食育基本法第10条に基づき、市町村が区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有する。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により、一部事業は中止となったが、各関係機関と連携し、食育に関する取組を展開することができた。
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
<今後の方向性>		総合判定
地域や関係団体と連携しながら、家庭において実践的な食育が実施できるよう、取組を進めていく。(令和4年度に、第4次芦別市食育推進計画を策定)		<b>継続</b>

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	2 予防費																																
事務事業名	健康都市宣言等事業																																				
決算額(円)	財源内訳(円)																																				
274,346	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源																																
					274,346																																
事業目的	健康都市宣言を記念する各種スポーツ大会や教室を開催し、健康づくりを行うとともに、スポーツの普及・発展・体力の増進を図る。																																				
事業内容及び成果	<p>1 健康都市宣言記念大会等において各種スポーツ大会・教室を開催した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>実施期日</th> <th>参加人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>チャレンジデー2021</td> <td rowspan="2">新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エクササイズレッスン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民ラジオ体操会兼市民あるけあるけ運動</td> <td>10月10日(日)</td> <td>456人</td> </tr> <tr> <td>スポーツ少年団交流会</td> <td>10月3日(日)、10日(日)</td> <td>352人</td> </tr> <tr> <td>星の降る里あしべつ杯パークゴルフ大会</td> <td>10月11日(月)</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>849人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 「健康増進に関する包括連携協定」を締結している大塚製薬(株)と連携し各種事業を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業</th> <th>実施期日</th> <th>参加人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱中症対策アドバイザー研修会</td> <td>7月5日(月)</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td>集団検診・乳幼児健診においてイオン飲料配布</td> <td>随 時</td> <td>432人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>455人</td> </tr> </tbody> </table>					種 目	実施期日	参加人員	チャレンジデー2021	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止		エクササイズレッスン		市民ラジオ体操会兼市民あるけあるけ運動	10月10日(日)	456人	スポーツ少年団交流会	10月3日(日)、10日(日)	352人	星の降る里あしべつ杯パークゴルフ大会	10月11日(月)	41人	合 計		849人	事 業	実施期日	参加人員	熱中症対策アドバイザー研修会	7月5日(月)	23人	集団検診・乳幼児健診においてイオン飲料配布	随 時	432人	合 計		455人
種 目	実施期日	参加人員																																			
チャレンジデー2021	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止																																				
エクササイズレッスン																																					
市民ラジオ体操会兼市民あるけあるけ運動	10月10日(日)	456人																																			
スポーツ少年団交流会	10月3日(日)、10日(日)	352人																																			
星の降る里あしべつ杯パークゴルフ大会	10月11日(月)	41人																																			
合 計		849人																																			
事 業	実施期日	参加人員																																			
熱中症対策アドバイザー研修会	7月5日(月)	23人																																			
集団検診・乳幼児健診においてイオン飲料配布	随 時	432人																																			
合 計		455人																																			

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	健康都市宣言	自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い	健康都市宣言に基づく事業として、宣言の理念である市民に健康で幸せな生活を送っていただくため、各種事業の実施は必要である。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により一部事業が中止となったが、包括連携協定による各種事業等の実施により、市民の健康増進に寄与している。
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
<今後の方向性>	総合判定	
これまでの各種スポーツ大会に限らず、健康推進事業の充実強化を図るため、既存事業の見直しや新たな事業展開も検討しつつ、健康都市宣言にふさわしい事業を実施していく。	<b>継 続</b>	

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	2 予防費																																																																	
事務事業名	新型コロナウイルスワクチン接種事業																																																																					
決算額(円)	財源内訳(円)																																																																					
79,672,342 (うち人件費 3,421,061)	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源																																																																	
	79,533,445			138,897																																																																		
事業目的	予防接種法に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種(臨時接種)を行う。																																																																					
事業内容及び成果	<p>1 新型コロナウイルスワクチンの接種済者数(令和4年3月31日現在)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="6">全体</td> <td rowspan="2">1回目(対象者:12,450人)</td> <td>接種済者数</td> <td>10,954人</td> </tr> <tr> <td>接種率</td> <td>88.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2回目(対象者:12,435人)</td> <td>接種済者数</td> <td>10,862人</td> </tr> <tr> <td>接種率</td> <td>87.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3回目(対象者:10,243人)</td> <td>接種済者数</td> <td>7,259人</td> </tr> <tr> <td>接種率</td> <td>70.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">65歳以上</td> <td rowspan="2">1回目(対象者:6,099人)</td> <td>接種済者数</td> <td>5,723人</td> </tr> <tr> <td>接種率</td> <td>93.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2回目(対象者:6,088人)</td> <td>接種済者数</td> <td>5,694人</td> </tr> <tr> <td>接種率</td> <td>93.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3回目(対象者:5,495人)</td> <td>接種済者数</td> <td>5,194人</td> </tr> <tr> <td>接種率</td> <td>94.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">12歳以上 64歳以下</td> <td rowspan="2">1回目(対象者:5,956人)</td> <td>接種済者数</td> <td>5,194人</td> </tr> <tr> <td>接種率</td> <td>87.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2回目(対象者:5,952人)</td> <td>接種済者数</td> <td>5,168人</td> </tr> <tr> <td>接種率</td> <td>86.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3回目(対象者:4,748人)</td> <td>接種済者数</td> <td>2,065人</td> </tr> <tr> <td>接種率</td> <td>43.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5歳以上 11歳以下</td> <td rowspan="2">1回目(対象者:395人)</td> <td>接種済者数</td> <td>37人</td> </tr> <tr> <td>接種率</td> <td>9.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2回目(対象者:395人)</td> <td>接種済者数</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>接種率</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3回目は12歳以上が対象</p> <p>2 ワクチン接種に係る主な経費</p> <table> <tbody> <tr> <td>(1) 新型コロナウイルスワクチン接種事業協力員報償金</td> <td>20,540,800円</td> </tr> <tr> <td>(2) 新型コロナウイルスワクチン接種委託料</td> <td>26,287,383円</td> </tr> <tr> <td>(3) 出張医師報償金、看護師報償金等</td> <td>3,352,380円</td> </tr> </tbody> </table>					全体	1回目(対象者:12,450人)	接種済者数	10,954人	接種率	88.0%	2回目(対象者:12,435人)	接種済者数	10,862人	接種率	87.4%	3回目(対象者:10,243人)	接種済者数	7,259人	接種率	70.9%	65歳以上	1回目(対象者:6,099人)	接種済者数	5,723人	接種率	93.8%	2回目(対象者:6,088人)	接種済者数	5,694人	接種率	93.5%	3回目(対象者:5,495人)	接種済者数	5,194人	接種率	94.5%	12歳以上 64歳以下	1回目(対象者:5,956人)	接種済者数	5,194人	接種率	87.2%	2回目(対象者:5,952人)	接種済者数	5,168人	接種率	86.8%	3回目(対象者:4,748人)	接種済者数	2,065人	接種率	43.5%	5歳以上 11歳以下	1回目(対象者:395人)	接種済者数	37人	接種率	9.4%	2回目(対象者:395人)	接種済者数	0人	接種率	0.0%	(1) 新型コロナウイルスワクチン接種事業協力員報償金	20,540,800円	(2) 新型コロナウイルスワクチン接種委託料	26,287,383円	(3) 出張医師報償金、看護師報償金等	3,352,380円
全体	1回目(対象者:12,450人)	接種済者数	10,954人																																																																			
		接種率	88.0%																																																																			
	2回目(対象者:12,435人)	接種済者数	10,862人																																																																			
		接種率	87.4%																																																																			
	3回目(対象者:10,243人)	接種済者数	7,259人																																																																			
		接種率	70.9%																																																																			
65歳以上	1回目(対象者:6,099人)	接種済者数	5,723人																																																																			
		接種率	93.8%																																																																			
	2回目(対象者:6,088人)	接種済者数	5,694人																																																																			
		接種率	93.5%																																																																			
	3回目(対象者:5,495人)	接種済者数	5,194人																																																																			
		接種率	94.5%																																																																			
12歳以上 64歳以下	1回目(対象者:5,956人)	接種済者数	5,194人																																																																			
		接種率	87.2%																																																																			
	2回目(対象者:5,952人)	接種済者数	5,168人																																																																			
		接種率	86.8%																																																																			
	3回目(対象者:4,748人)	接種済者数	2,065人																																																																			
		接種率	43.5%																																																																			
5歳以上 11歳以下	1回目(対象者:395人)	接種済者数	37人																																																																			
		接種率	9.4%																																																																			
	2回目(対象者:395人)	接種済者数	0人																																																																			
		接種率	0.0%																																																																			
(1) 新型コロナウイルスワクチン接種事業協力員報償金	20,540,800円																																																																					
(2) 新型コロナウイルスワクチン接種委託料	26,287,383円																																																																					
(3) 出張医師報償金、看護師報償金等	3,352,380円																																																																					

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	予防接種法		法定受託事務等
1. 必要性 (市が実施しなければならぬ理由など)	<input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い		
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した		
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
4. 行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<今後の方向性>			総合判定
法令に基づき、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を適正に実施していく。			<b>継 続</b>

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	3 環境衛生費												
事務事業名	斎場運営管理業務																
決算額(円)	財源内訳(円)																
26,686,967	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源												
				7,426,700	19,260,267												
事業目的	斎場の適正な維持管理により、円滑な火葬業務に資する。																
事業内容及び成果	<p>火葬炉の定期点検、修繕等の適正な維持管理及び管理業務委託業者による適正な運営管理事務の実施により、円滑に火葬業務が遂行された。</p> <p>(1) 維持管理 火葬炉部品取替修繕(2号炉)及び誘引排風機(3号炉)の更新 5,170,000円</p> <p>(2) 斎場使用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人</th> <th>子ども</th> <th>身元不明</th> <th>死胎</th> <th>汚物等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>320件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 斎場火葬業務委託料 16,060,000円</p>					区分	大人	子ども	身元不明	死胎	汚物等	件数	320件	0件	0件	0件	0件
区分	大人	子ども	身元不明	死胎	汚物等												
件数	320件	0件	0件	0件	0件												

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	墓地、埋葬等に関する法律、火葬場条例		自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い		円滑な火葬業務の遂行のため、斎場の適切な維持管理に努める必要がある。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した		斎場の適正な維持管理により、円滑な火葬業務を実施している。
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		行政改革推進委員会から、高齢者の利便性を確保するためにも、多少経費をかけてでも存続すべき施設であるとの提言を受けている。
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
火葬炉周辺機器について計画的に更新するなど、上記の提言も踏まえながら、適正に施設の維持管理を行っていく。			<b>継 続</b>

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	3 環境衛生費
事務事業名	墓地運営管理業務				
決算額(円)	財源内訳(円)				
4,370,176	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
				3,872,986	497,190
事業目的	墓地の適正な維持管理を行うほか、計画的な修繕を行うなど、市民の需要に応える。				
事業内容及び成果	<p>墓地の修繕、清掃及び草刈等を実施することにより、適正な衛生維持管理が図られた。</p> <p>(1) 墓地の修繕 2,002,000円</p> <p>① 野花南墓地排水補修 528,000円</p> <p>② 芦別墓地排水修繕 253,000円</p> <p>③ 桜ヶ丘霊園土留壁修繕 660,000円</p> <p>④ 桜ヶ丘霊園排水修繕 231,000円</p> <p>⑤ 桜ヶ丘霊園法面修繕 330,000円</p> <p>(2) 桜ヶ丘霊園管理業務委託料 2,216,500円</p>				

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	墓地、埋葬等に関する法律、墓地条例		自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い		地域墓地及び霊園の適正な維持管理を行うことにより、市内・市外の墓地使用者の需要に応じていく。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した		地域墓地及び霊園の適切な維持管理が図られた。
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		市営合葬墓の建立について、市民からの要望を受けている。
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
地域墓地及び霊園の適正な維持管理を行っていく。また、市営による合葬墓の建立については、将来にわたってどのような墓地が必要なのか、その在り方を含め研究していく。			<b>継 続</b>

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	3 環境衛生費																																								
事務事業名	公衆浴場確保事業																																												
決算額(円)	財源内訳(円)																																												
7,415,400	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源																																								
			5,400,000		2,015,400																																								
事業目的	保健衛生上確保すべき公衆浴場に必要の助成を行い、その経営安定と廃業防止を図る。																																												
事業内容及び成果	<p>芦別公衆浴場業環境衛生同業組合に対し補助金を交付することにより、経営安定と廃業防止が図られた。</p> <p>(1) 公衆浴場の利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>芦別公衆浴場業環境衛生同業組合</th> <th>営業日数</th> <th>利用人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溪水湯</td> <td>254日</td> <td>5,021人</td> </tr> <tr> <td>西芦別共同浴場</td> <td>257日</td> <td>7,278人</td> </tr> <tr> <td>頼城共同浴場</td> <td>257日</td> <td>5,197人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補助金交付額 7,331,800円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>芦別公衆浴場業環境衛生同業組合</th> <th>経営補助</th> <th>廃業防止対策</th> <th>水道基本料金補助</th> <th>燃料購入費補助</th> <th>営業設備整備補助</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溪水湯</td> <td>690,000円</td> <td>600,000円</td> <td>124,400円</td> <td>1,276,400円</td> <td>0円</td> <td>2,690,800円</td> </tr> <tr> <td>西芦別共同浴場</td> <td>690,000円</td> <td>600,000円</td> <td>124,400円</td> <td>802,900円</td> <td>246,400円</td> <td>2,463,700円</td> </tr> <tr> <td>頼城共同浴場</td> <td>690,000円</td> <td>600,000円</td> <td>124,400円</td> <td>762,900円</td> <td>0円</td> <td>2,177,300円</td> </tr> </tbody> </table>					芦別公衆浴場業環境衛生同業組合	営業日数	利用人員	溪水湯	254日	5,021人	西芦別共同浴場	257日	7,278人	頼城共同浴場	257日	5,197人	芦別公衆浴場業環境衛生同業組合	経営補助	廃業防止対策	水道基本料金補助	燃料購入費補助	営業設備整備補助	合計	溪水湯	690,000円	600,000円	124,400円	1,276,400円	0円	2,690,800円	西芦別共同浴場	690,000円	600,000円	124,400円	802,900円	246,400円	2,463,700円	頼城共同浴場	690,000円	600,000円	124,400円	762,900円	0円	2,177,300円
芦別公衆浴場業環境衛生同業組合	営業日数	利用人員																																											
溪水湯	254日	5,021人																																											
西芦別共同浴場	257日	7,278人																																											
頼城共同浴場	257日	5,197人																																											
芦別公衆浴場業環境衛生同業組合	経営補助	廃業防止対策	水道基本料金補助	燃料購入費補助	営業設備整備補助	合計																																							
溪水湯	690,000円	600,000円	124,400円	1,276,400円	0円	2,690,800円																																							
西芦別共同浴場	690,000円	600,000円	124,400円	802,900円	246,400円	2,463,700円																																							
頼城共同浴場	690,000円	600,000円	124,400円	762,900円	0円	2,177,300円																																							

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律、公衆浴場確保対策補助金交付条例		自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い	地域住民の保健衛生上確保すべき公衆浴場に適切な助成を行い、経営安定と廃業防止に努める必要がある。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した	公衆浴場に必要の補助金を交付し、経営安定と廃業防止を図った。	
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト縮減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
公衆浴場の経営安定化が図られるよう、補助金の交付を継続し廃業防止に努めていく。			<b>継続</b>





款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	3 環境衛生費												
事務事業名	環境衛生向上業務																
決算額(円)	財源内訳(円)																
5,091,279	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源												
				301,750	4,789,529												
事業目的	動物の死骸の回収、地域墓地の草刈等環境美化の推進等により、快適で衛生的な生活環境を確保するほか、犬の飼養者に対しては、畜犬登録及び狂犬病予防注射を行う等の啓発活動を実施し、適正な飼養を促す。また、騒音規制法第18条に基づき一般国道2路線、道道4路線及び市道2路線の計8路線の常時監視を行う。																
事業内容及び成果	<p>1 環境衛生業務委託業者による動物の死骸の回収、地域墓地の草刈により、快適で衛生的な生活環境の確保が図られた。</p> <p>(1) 動物の死骸の回収 42件</p> <p>(2) 環境衛生業務委託料 1,980,000円</p> <p>2 犬の飼養者に対し、畜犬登録及び狂犬病予防注射を行う等により、適正な飼養を促した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>頭数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野犬掃とう</td> <td>0頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>畜犬登録</td> <td>524頭</td> <td>前年度末登録頭数533頭 増44頭(登録30・転入14) 減56頭(転出1・死亡45・その他10)</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射接種件数</td> <td>385件</td> <td>うち市集合注射分103件</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 自動車騒音測定・評価業務委託料 2,563,000円</p>					区分	頭数	備考	野犬掃とう	0頭		畜犬登録	524頭	前年度末登録頭数533頭 増44頭(登録30・転入14) 減56頭(転出1・死亡45・その他10)	狂犬病予防注射接種件数	385件	うち市集合注射分103件
区分	頭数	備考															
野犬掃とう	0頭																
畜犬登録	524頭	前年度末登録頭数533頭 増44頭(登録30・転入14) 減56頭(転出1・死亡45・その他10)															
狂犬病予防注射接種件数	385件	うち市集合注射分103件															

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	畜犬取締及び野犬掃とう条例、騒音規制法		自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならぬ理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い		動物死骸回収、有害ごみの回収、地域墓地の草刈等の環境美化の推進により、快適で衛生的な生活環境を確保する必要がある。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した		環境美化の推進により、快適で衛生的な生活環境の向上を図った。
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		—
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
「環境衛生だより」等による広報活動により、地域の生活環境の向上を図っていく。			<b>継続</b>

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	4 諸費
事務事業名	他会計繰出等事務				
決算額(円)	財源内訳(円)				
675,242,592	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
				279,856	674,962,736
事業目的	各事業会計の安定的な運営のため繰出金を拠出する。				
事業内容及び成果	<p>下記の事業会計に繰出金を拠出した。</p> <p>(1) 市立芦別病院事業会計 549,868,000円</p> <p>(2) 水道事業会計 125,374,592円 (水道事業会計は、旧西芦別地区簡易水道事業特別会計分 124,321,740円を含む。)</p>				

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	地方公営企業繰出基準		自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い		—
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した		—
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		—
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	病院会計に対する繰出金のうち経営支援に係る補助金(基準外繰出金)について、資金ショートを回避し病院事業の安定運営に資するため、最小限の財政支援を行っている。
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
—			<b>評価対象外</b>

※地方公営企業繰出基準に基づく繰出金拠出のため、評価対象外とした。

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	4 諸費
事務事業名	身寄りのない者の埋葬及び火葬業務				
決算額(円)	財源内訳(円)				
214,650	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
					214,650
事業目的	身寄りのない者の埋葬及び火葬を円滑に行う。				
事業内容及び成果	<p>墓地、埋葬等に関する法律第9条に基づき、遺体の埋葬及び火葬を行う者がいない遺体（行旅死亡人を除く）について、葬儀及び火葬を執り行った。</p> <p>葬儀及び火葬件数 1件</p>				

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	墓地、埋葬等に関する法律		自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い		墓地、埋葬等に関する法律第9条に基づき、死体の埋葬又は火葬を行う者がいない遺体について、市長が葬儀及び火葬を執り行う必要がある。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した		墓地、埋葬等に関する法律第9条に基づき、適切に葬儀及び火葬を執り行った。
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		—
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
必要に応じて適切に対応していく。			<b>継 続</b>

款	4 衛生費	項	2 清掃費	目	1 ごみ処理費																																												
事務事業名	ごみ収集事業																																																
決算額(円)	財源内訳(円)																																																
100,201,946	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源																																												
				8,923,874	91,278,072																																												
事業目的	円滑にごみ収集することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図る。																																																
事業内容及び成果	ごみ収集車の適正な補修、更新及びごみ収集業務委託業者による適正な収集業務の実施により、清潔な生活環境の確保が図られた。																																																
(1) ごみ収集状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収集世帯数</td> <td>7,070世帯</td> </tr> <tr> <td>収集人口</td> <td>12,231人</td> </tr> <tr> <td>一般ごみ</td> <td>3,448.0 t</td> </tr> <tr> <td>生ごみ</td> <td>681.0 t</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ</td> <td>629.2 t</td> </tr> <tr> <td>空き缶(スチール缶)</td> <td>10.5 t</td> </tr> <tr> <td>空き缶(アルミ缶)</td> <td>30.1 t</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>50.3 t</td> </tr> <tr> <td>ガラスびん(無色)</td> <td>42.5 t</td> </tr> <tr> <td>ガラスびん(茶色)</td> <td>52.5 t</td> </tr> <tr> <td>ガラスびん(その他の色)</td> <td>20.3 t</td> </tr> <tr> <td>紙パック</td> <td>3.9 t</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製容器包装</td> <td>142.4 t</td> </tr> <tr> <td>紙製容器包装</td> <td>37.0 t</td> </tr> <tr> <td>段ボール</td> <td>92.2 t</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>104.1 t</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>32.7 t</td> </tr> <tr> <td>発泡スチロール</td> <td>1.9 t</td> </tr> <tr> <td>古着</td> <td>1.3 t</td> </tr> <tr> <td>小型家電</td> <td>7.5 t</td> </tr> <tr> <td>ごみ収集量計</td> <td>4,758.2 t</td> </tr> </tbody> </table>					区分	内容	収集世帯数	7,070世帯	収集人口	12,231人	一般ごみ	3,448.0 t	生ごみ	681.0 t	資源ごみ	629.2 t	空き缶(スチール缶)	10.5 t	空き缶(アルミ缶)	30.1 t	ペットボトル	50.3 t	ガラスびん(無色)	42.5 t	ガラスびん(茶色)	52.5 t	ガラスびん(その他の色)	20.3 t	紙パック	3.9 t	プラスチック製容器包装	142.4 t	紙製容器包装	37.0 t	段ボール	92.2 t	新聞	104.1 t	雑誌	32.7 t	発泡スチロール	1.9 t	古着	1.3 t	小型家電	7.5 t	ごみ収集量計	4,758.2 t
区分	内容																																																
収集世帯数	7,070世帯																																																
収集人口	12,231人																																																
一般ごみ	3,448.0 t																																																
生ごみ	681.0 t																																																
資源ごみ	629.2 t																																																
空き缶(スチール缶)	10.5 t																																																
空き缶(アルミ缶)	30.1 t																																																
ペットボトル	50.3 t																																																
ガラスびん(無色)	42.5 t																																																
ガラスびん(茶色)	52.5 t																																																
ガラスびん(その他の色)	20.3 t																																																
紙パック	3.9 t																																																
プラスチック製容器包装	142.4 t																																																
紙製容器包装	37.0 t																																																
段ボール	92.2 t																																																
新聞	104.1 t																																																
雑誌	32.7 t																																																
発泡スチロール	1.9 t																																																
古着	1.3 t																																																
小型家電	7.5 t																																																
ごみ収集量計	4,758.2 t																																																
(2) ごみ収集業務委託料	94,699,000円																																																

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の減量及び処理に関する条例	自治事務	
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い	収集計画に基づき円滑に収集することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図る必要がある。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した	適正な収集業務の実施により、清潔な生活環境の確保を図った。	
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト縮減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>		総合判定	
収集の支障とならぬようごみ収集車の計画的な更新と適正な維持管理に努めていく。また、衛生管理上問題のあるごみステーション管理者に対しては、引き続き注意喚起を行っていく。		<b>継 続</b>	

款	4 衛生費	項	2 清掃費	目	1 ごみ処理費
事務事業名	ごみ減量化推進事業				
決算額(円)	財源内訳(円)				
0	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
事業目的	一般廃棄物の減量化の推進、適正な処理、資源化及び再使用の促進を図る。				
事業内容及び成果	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により廃棄物減量等推進会議を中止した。				

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	廃棄物の減量及び処理に関する条例		自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い		一般廃棄物の減量化の推進、適正処理、資源化及び再使用の促進を図っていく。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した		※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により廃棄物減量等推進会議を中止した。
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		—
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
一般廃棄物の減量化の推進、適正処理、資源化及び再使用の促進を図っていく。			<b>継続</b>

款	4 衛生費	項	2 清掃費	目	1 ごみ処理費																				
事務事業名	ごみ処理センター運営管理業務																								
決算額(円)	財源内訳(円)																								
47,761,434	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源																				
				23,880,717	23,880,717																				
事業目的	ごみ処理センターの適正な維持管理により、円滑に一般廃棄物（一般ごみ、粗大ごみ）を埋め立て処分する。																								
事業内容及び成果	施設の適正な運営管理と設備の適正な維持管理により、円滑に一般廃棄物の埋立処分業務が遂行された。 (1) 一般廃棄物処理状況      ごみ処理センター搬入量    3,448t (2) 動物焼却炉利用状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>10kg未満</th> <th>10kg以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬</td> <td>33件</td> <td>5件</td> <td>38件</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td>45件</td> <td>0件</td> <td>45件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3件</td> <td>0件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>81件</td> <td>5件</td> <td>86件</td> </tr> </tbody> </table> (3) ごみ処理センター管理業務委託料    36,630,000円					区分	10kg未満	10kg以上	合計	犬	33件	5件	38件	猫	45件	0件	45件	その他	3件	0件	3件	合計	81件	5件	86件
区分	10kg未満	10kg以上	合計																						
犬	33件	5件	38件																						
猫	45件	0件	45件																						
その他	3件	0件	3件																						
合計	81件	5件	86件																						

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の減量及び処理に関する条例	自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い	ごみ処理センターの適正な維持管理により、円滑な一般廃棄物の埋め立て処分を行う必要がある。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した	ごみ処理センターの適正な管理により、円滑な一般廃棄物の埋め立て処分を図った。
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
4. 行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	コスト縮減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
<今後の方向性>		総合判定
施設の適正な維持管理に努めていく。		<b>継 続</b>



款	4 衛生費	項	2 清掃費	目	1 ごみ処理費
事務事業名	ごみ処理事業				
決算額(円)	財源内訳(円)				
45,465,326	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
				13,277,386	32,187,940
事業目的	ごみを適正に処理するため、指定専用袋の作成・配送・保管、ごみステーションの設置補助、生ごみの広域共同処理を行い、円滑なごみ処理事業に資する。				
事業内容及び成果	<p>適正な指定専用袋の作成・配送・保管、コンポスト及びごみステーションに対する設置補助、3市2町による生ごみの広域共同処理の継続により、円滑にごみ処理事業が遂行された。</p> <p>(1) 生ごみ処理状況 リサイクル搬入量 681t</p> <p>(2) コンポスト購入補助金 16個 42,200円</p> <p>(3) 電動生ごみ処理機購入補助金 2個 35,100円</p> <p>(4) ごみステーション購入補助金 大1個 小36個 919,600円</p> <p>(5) 中空知衛生施設組合負担金 31,610,000円</p>				

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の減量及び処理に関する条例		自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い		ごみを適正に処理するため、指定専用袋の作成・配送・保管、ごみステーションの設置補助、生ごみの広域共同処理など、円滑なごみ処理事業を行う必要がある。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した		指定専用袋の作成・配送・保管、ごみステーションの設置補助、生ごみの広域共同処理により、円滑なごみ処理事業を行った。
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		—
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
コンポスト購入補助金制度をはじめ、ごみ減量化及び資源化について広報紙等により周知を図りながら事業を実施していく。			<b>継 続</b>

款	4 衛生費	項	2 清掃費	目	1 ごみ処理費
事務事業名	資源ごみリサイクル推進事業				
決算額(円)	財源内訳(円)				
22,132,598	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
				15,765,739	6,366,859
事業目的	資源ごみ保管施設の適正な維持管理を行い、資源ごみをリサイクルし、ごみの減量化を図る。				
事業内容及び成果	<p>施設・設備の修繕等の適正な維持管理及び運営管理事務の実施により、資源の有効活用、ごみの減量化が図られた。</p> <p>(1) 資源ごみ保管施設搬入量 629.2t</p> <p>(2) 資源ごみ保管施設管理業務委託料 14,520,000円</p>				

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の減量及び処理に関する条例		自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い		資源ごみ保管施設の維持管理を行い、ごみの減量化を図るため、資源ごみの有効活用を推進する必要がある。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した		適正な維持管理により、資源の有効活用、ごみの減量化が図られた。
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		—
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト縮減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
さらなる埋立ごみの減量化を図るため、新たなリサイクル資源を検討するとともに、施設の適正管理、設備の計画的な更新を行っていく。			<b>継 続</b>

款	4 衛生費	項	2 清掃費	目	2 し尿処理費								
事務事業名	し尿収集事業												
決算額(円)	財源内訳(円)												
28,804,735	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源								
				13,664,206	15,140,529								
事業目的	し尿収集計画に基づき適正に収集することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図る。												
事業内容及び成果	し尿収集車の適正な管理及び収集業務の実施により、清潔な生活環境が確保された。 (1) し尿収集状況 <table border="1" data-bbox="207 638 718 817"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収集世帯数</td> <td>643世帯</td> </tr> <tr> <td>収集人口</td> <td>2,149人</td> </tr> <tr> <td>年間収集量</td> <td>2,212kℓ</td> </tr> </tbody> </table> (2) し尿収集業務委託料 24,816,000円					区分	内容	収集世帯数	643世帯	収集人口	2,149人	年間収集量	2,212kℓ
区分	内容												
収集世帯数	643世帯												
収集人口	2,149人												
年間収集量	2,212kℓ												

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石狩川流域下水道組合規約	自治事務	
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い	し尿収集計画に基づき適正に収集することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図る必要がある。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した	収集業務の適正な実施により、生活環境の向上が図られた。	
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト縮減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>		総合判定	
し尿収集車の適正な管理に努めながら、収集事業を実施していく。		<b>継 続</b>	

款	4 衛生費	項	2 清掃費	目	2 し尿処理費
事務事業名	し尿処理事業				
決算額(円)	財源内訳(円)				
9,451,545	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
				4,443,886	5,007,659
事業目的	し尿を適正に処理することにより、清潔な生活環境の確保及び環境衛生の向上を図る。				
事業内容及び成果	<p>し尿を全て奈井江浄化センターに搬入し、適正に処理した。</p> <p>(1) 奈井江浄化センター 搬入量 2,212kℓ</p> <p>(2) し尿処理(MICS)事業負担金 9,451,545円</p>				

## &lt;事務事業評価結果&gt;

根拠・関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石狩川流域下水道組合規約		自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い		石狩川流域下水道組合による共同処理事業に参加し、清潔な生活環境を確保することにより、環境衛生の向上を図る必要がある。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した		し尿の適正な処理により、環境衛生の向上が図られた。
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		—
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
広域での共同処理事業を円滑に進めていく。			<b>継続</b>